

社会福祉法人夢のつばさ

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢のつばさ（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週30時間以上出勤する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 この法人は、評議員及び役員に職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、役員（常勤職員は除く）の報酬については、各年度の総額が3,000,000円を超えない範囲内とする。

- (1) 評議員の報酬は日額とし、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、地方公共団体の職と兼職する評議員が正規の勤務時間内に開催される会議等に出席した場合には支給しない。
 - (2) 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等この法人業務への出席の都度、別表2の(1)(2)に基づき支給する。ただし、理事長及び業務執行理事については別表2の(3)(4)に基づき月額で報酬を支給するが、日額の報酬については支給しない。
 - (3) 非常勤役員には、業務に応じた一時金（賞与）及び退職手当等は支給しない。
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与等が支給されている常勤役員に対しては、報酬等は支給しない。ただし、業務に応じた一時金（賞与）及び退職手当等は、職員の賃金及び退職金規程に準じて支給することができる。
- 3 評議員および役員には、本規程第5条により、評議員会および理事会等出席の費用を弁償することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第4条** この法人は、評議員及び役員の報酬等及び旅費等については、毎年1月1日を起算とし、12月末をもって締め切って計算し、12月30日にまとめて本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振込むことができる。ただし、その日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 理事長及び業務執行理事に対する報酬等は、毎月30日に本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振込むことができる。ただし、その日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 3 第1項及び前項の報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第5条** この法人は、評議員及び役員の出張に要する旅費（宿泊費含む）について、社会福祉法人夢のつばさ旅費規程に準じて、費用（旅費等）として支給することができる。
- 2 法人が開催する各種会合に出席する場合の費用については、別表3に定める額を支給することができる。
- 3 評議員及び役員の居住地が、別表3以外の場合においては、第1項を適用し費用として支給することができる。この場合は、住所地を起点として計算するものとする。
- 4 評議員及び役員がその職務の執行に当たって旅費等以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

- 第6条** この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第8条** この規程の改正及び廃止については、評議員会の議決を受けて行う。

附則

この規程は令和2年7月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

平成21年4月1日施行の役員費用弁償規程は廃止する。

附則

この規程は、令和5年7月1日改正する。(業務執行理事の報酬の追加及び報酬総額の変更)

別表 1

(評議員の報酬)

職 務 内 容	日 額
評議員会への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2, 0 0 0 円

別表 2

(非常勤役員の報酬)

(1) 理事 (理事長を除く)

職 務 内 容	日 額
理事会への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2, 0 0 0 円

(2) 監事

職 務 内 容	日 額
監事監査及び外部 (県・阿智村など) の指導監査等への出席	5, 0 0 0 円
理事会・評議員会等、会議の出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2, 0 0 0 円

(3) 業務執行理事

職 務 内 容	月 額
この法人の業務を分担執行	1 5 0, 0 0 0 円

(4) 理事長

職 務 内 容	月 額
この法人を代表し業務を執行	3 0, 0 0 0 円

別表 3

(法人が開催する各種会合の交通費)

地 区	一回につき
春日	5 0 0 円
駒場	5 0 0 円
伍和	5 0 0 円
智里東	5 0 0 円
智里西	9 0 0 円
清内路	9 0 0 円
浪合	1, 2 0 0 円
飯田市山本	5 0 0 円